第１回 みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会　次第

日時：令和２年８月２７日（木）
午後３時３０分から
場所：教育庁舎　第１会議室

１　開　　会

２　委嘱状の交付

３　あいさつ
石井教育長

４　自己紹介

５　正副委員長の選出　　委員長

副委員長

６　正副委員長あいさつ

７　議題Ⅰ
（１）会議の公開について

８．議題Ⅱ（公開）
（１）検討項目について

（２）みどり市の学校給食について
１.みどり市の学校給食について
⑴学校給食の基本的な考え方
⑵学校給食の歩み
⑶学校給食の現状
⑷学校給食の課題

（３）その他

９　そ の 他
次回の会議　　令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～

１０　閉　　会

資料№.1
令和2年8月27日

令和2年度　みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会委員名簿

№.	氏　名	選出団体・機関	役職	要綱 第4条	最初の 委嘱年度	新・再	備　考
1	**神戸　美恵子**	桐生大学	栄養学科 教授	1号委員	令和2年度	新	
2	**堤　洋樹**	群馬県建設技術センター	前橋工科大学 建築学科 准教授	1号委員	令和2年度	新	
3	**後藤　昌宏**	株式会社学給絵所舎	代表取締役	1号委員	令和2年度	新	
4	**小沼　和彦**	群馬県学校給食会	事務局長	1号委員	令和2年度	新	
5	**阿藤　恵子**	群馬県教育委員会	健康体育課 学校安全・給食係 巡回指導員	1号委員	令和2年度	新	
6	**大澤　孝志**	新田みどり農業協同組合	代表理事組合長	1号委員	令和2年度	新	
7	**金子　浩章**	桐生市・みどり市学校保健会	副会長	1号委員	令和2年度	新	
8	**須永　麻子**	みどり市学校薬剤師会	代表	1号委員	令和2年度	新	
9	**橋場　基**	みどり市区長会	副会長 (笠懸第6区区長)	2号委員	令和2年度	新	
10	**森田　峯治**	みどり市民生委員児童委員協議会	会長	2号委員	令和2年度	新	
11	**田村　孝裕**	みどり市PTA連合会	監査 (笠中PTA会長)	2号委員	令和2年度	新	
12	**吉田　努**	みどり市立小中学校長会	笠小校長	3号委員	令和2年度	新	

令和2年8月27日現在

資料No.2
令和2年8月27日

みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会スケジュール(R2.8.27現在)

年度	令和2年度										令和3年度
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
学校給食提供方式検討委員会 事務局作業	委員選考 要綱制定 委員処遇	①会議準備まとめ		②会議準備まとめ	③会議準備まとめ ④会議準備まとめ						
学校給食提供方式検討委員会会議			第１回 委嘱/説明	第２回 説明/協議	第３回 説明/協議	第４回 結果					
教育委員会会議				委員会 中間結果 報告		委員会 結果報告	委員会 内容審議				
総合教育会議							委員会 結果報告				
市議会					中間結果 報告			結果報告			
その他											

【　６月】
【　７月】　◆委員選考〔６月下旬～〕◆委員処遇（報酬、災害事故対応等）検討〔６月下旬～〕◆要綱制定〔６月下旬～〕
【　８月】　◆第1回委員会〔委嘱・説明/８月２７日（木）〕
【　９月】　◆第2回委員会〔説明・協議/下旬〕◆教育委員会議へ審議会結果報告〔定例又は臨時開催〕
【１０月】　◆第3回委員会〔説明・協議/中旬〕
【１１月】　◆第4回委員会〔説明・協議・答申/中旬〕◆教育委員会議へ審議会結果報告〔定例又は臨時開催〕
【１２月】　**◆市長へ委員会及び教育委員会議の結果を報告〔12/7までに〕◆議会へ市の再考した結果を報告〔12/15議会最終日〕**

資料№3
令和2年8月27日

みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　笠懸地区における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第３条第１項に規定する学校給食をいう。次条において同じ。）の提供方式のあり方を検討するため、みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1)　笠懸地区における学校給食の提供方式のあり方に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、学校給食の提供方式に関してみどり市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員12人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　関係団体に属する者

(3)　学校教育に関係する者

（任期）

第４条　委員の任期は、教育長が委嘱した日から第２条各号に掲げる事項の検討が終了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、令和２年８月５日から施行する。

資料№4
令和2年8月27日

みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会の会議運営について

1. 趣旨

みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱第8条の規定に基づき、みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 会議の公開

委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

・法令等の定めにより、公開することができない事項
・個人に関する事項
・会議を公開することにより、委員会の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある事項

3. 開催の周知

委員会を開催するときは、公開、非公開にかかわらず原則、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を教育庁舎玄関入口に備え置くとともに、みどり市ホームページにより周知するものとする。

(1) 会議の名称
(2) 開催日時
(3) 開催場所
(4) 議題
(5) 傍聴の申込方法
(6) 問い合わせ先

4. 傍聴の定員

傍聴の定員は、会場整理のため適当と認める人数とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴の定員を制限する場合がある。

5. 傍聴の手続き

傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに受付を済ませ、係員の指示に従って会議の会場に入室してもらう。

6. 会議の秩序の維持

ア　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長又は係員の指示に従うこと。
イ　傍聴者が会議を傍聴する場合に、守るべき事項に違反したときは、注意し、なお

これに従わないときは、退場してもらう場合があること。

ウ　非公開とする決定により、退場をお願いする場合があること。

7. 傍聴できない者

次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1)　酒気を帯びていると認められる者

(2)　会議の妨害となると認められる物品を携帯している者

(3)　その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

8. 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。

(2)　携帯電話の使用や騒ぎ立てる等、議事を妨げないこと。

(3)　会議場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(4)　その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

9. 委員長の指示

傍聴者は、委員長から指示があったときは、これに従わなければならない。

給食提供方式検討委員会資料
令和２年８月２７日

会議の予定及び検討項目等

会議	検討項目	会場	備考
第１回	１．みどり市の学校給食について (1)学校給食の基本的な考え方 (2)学校給食の歩み ①みどり市の学校給食の歩み ②学校給食の沿革（全国・群馬県・みどり市） (3)学校給食の現状 ①給食の提供方式について ②学校給食費の無料化について (4)学校給食の課題 ①みどり市における学校給食の課題 ②笠懸地区における学校給食の課題	みどり市教育庁舎 【第１回】	委嘱状交付 【第１回】
第２回 ～ 第３回	２．みどり市の学校給食の提供方式の比較 (1)栄養バランスに配慮した美味しい給食 ①栄養バランス・味 ②適温状態での喫食 ③調理員の工夫等 (2)安心安全な給食の提供 ①調理過程 ②食中毒や異物混入等への対応 ③調理器機、職員の事故等 (3)食物アレルギーへの対応 ①学校と保護者及び医療機関との連携 ②アレルギー対応食の調理 ③安全な配食体制の構築 (4)食育の推進 ①栄養士等による指導 ②調理員との交流 (5)地産地消の推進 ①地場産食材の使用 ②地元業者との関わり (6)災害時の対応 ①避難所及び炊き出し場所としての位置づけ（地域防災計画） ②相互補完体制の確立 ３．給食提供方式の概算費用の比較 (1)初期投資・維持管理運営費にかかる費用の検証 ①給食提供方式の前提条件の整理 ②初期投資費の検証 ③維持管理運営費の検証 (2)概算費用の比較の整理	みどり市大間々学校給食センター【第２回】 みどり市立笠懸小学校【第３回】	視察 【第２回】 視察・給食試食 【第３回】
第４回	４．まとめ (1)検討内容の評価 (2)「将来的な笠懸地区の給食提供方式の望ましい姿」について	みどり市教育庁舎 【第４回】	

＜第１回＞
みどり市笠懸地区
学校給食提供方式検討委員会

開催日時：令和２年８月２７日(木)15時30分から

開催場所：みどり市教育庁舎第１会議室

Ⅰ．学校給食の基本的な考え方

資料No. 1

【みどり市における学校給食の基本的な考え方】

◆　学校給食法第２条（下記後述）では、**学校給食の目標**が示されている。当市の各学校では、これらの目標を達成するために、**提供方式の違いに関係なく、安全安心でおいしく栄養バランスのとれた学校給食の提供を推進**している。

◆　平成29年4月から「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「**食育の推進と成長期にある子ども達の健やかな成長及び市の将来を担う人材を育てる**」ことを目的とし、**学校給食費の無料化**を実施している。

学校給食法【改正前】（昭和２９年～）

(この法律の目的)
第一条　学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)
第二条　学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。
一　日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
二　学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
三　食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
四　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食法の改正(H20年)：基本の「目的」が改正される。また、**「食育」の観点から給食を充実させる意味**で**目標が4つから「７つ」**となりました。

学校給食法【改正後】（平成２０年～）

(この法律の目的)
第一条　学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、**児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること**にかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実**及び学校における食育の推進を図ることを目的**とする。

(学校給食の目標)
第二条　学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。
一　**適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。**
二　日常生活における食事について正しい理解を深め**、健全な食生活を営むことができる判断力を培い**、及び望ましい食習慣を養うこと。
三　学校生活を豊かにし、明るい社交性**及び協同の精神**を養うこと。
四　**食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。**
五　**食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。**
六　**我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。**
七　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2．学校給食の歩み

資料No. 2

【みどり市の学校給食の歩み】

※資料No.2-2に全体の沿革を示します。

笠懸町

◆　昭和16年に笠懸小で学校給食開始（自校方式）。昭和20年から昭和23年にかけて休止していたが、昭和23年12月より再開。
◆　昭和30年から主食も取り入れた完全給食となる。また、笠懸中でも完全給食を決定。
◆　昭和44年に笠懸小で鉄筋校舎を建設する際に現在の給食調理室を建設。
◆　昭和46年に笠懸中で全ての生徒、教師が同じ場所で食事をとることを目的に食堂方式が導入された。
◆　昭和51年に笠懸東小開校（給食調理室建設）
◆　昭和53年に笠懸北小開校（給食調理室建設）
◆　昭和55年に一部米飯が導入。
◆　昭和57年に笠懸南中開校（給食調理室建設）

大間々町

◆　昭和23年に学校給食開始。（自校方式）
◆　昭和43年から学校給食センターの業務を開始（大間々町大間々）
◆　昭和52年から米飯の本格的導入開始。
◆　昭和53年に学校給食センターを新築移転（大間々町桐原）

◆　平成25年に学校給食センターを新築移転（現在の場所：大間々町大間々）

東町

◆　昭和23年に花輪小に給食調理室を設置（自校方式）
◆　昭和26年に沢入小・杲小に給食調理室を設置（自校方式）
◆　昭和27年に沢入小で完全給食を開始。その後、昭和36年までに花輪小・杲小でも開始。
◆　昭和54年に東村学校給食センターを建設（水資源開発公団草木ダム事務所跡地）
◆　平成15年に東学校給食センター新築移転（現在の場所：東町神戸）

ドライシステム化

平成18年３町村合併（みどり市）

【笠懸】
「自校方式」（ドライ運用）

ドライシステム化

【大間々・東】
「センター方式」（ドライシステム）

◆　こうした中、令和４年４月に開校予定の**笠懸西小学校（仮称）の給食提供方式を検討する中**で、**施設や厨房設備等の老朽化が懸念される笠懸地区の将来的な給食提供方式の在り方をどうするのか**といったことが課題となった。

◆　そこで、**令和２年７月に「みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会」を設置**し、笠懸地区（笠懸西小学校（仮称）含む）の将来的な給食提供方式の在り方について、様々な視点から具体的な検討を行うこととした。

3．学校給食の現状

資料No.3

【「みどり市における」学校給食の現状】

◆　当市の学校給食提供方式は、**笠懸地区（小3校、中2校）では、全て自校方式**（単独調理方式）、**東地区（小1校・中1校）・大間々地区（小３校・中２校）においては、センター方式**（共同調理場方式）でそれぞれ運営されており、市内全ての学校で完全給食が提供されている。

◆　また、みどり市では、**平成29年4月から「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、学校給食費の無料化を実施**している。給食費無料化の目的は、

・「①食育の推進と成長期にある子ども達の健やかな成長及び市の将来を担う人材を育てるため」

・「②子育て世帯の経済的負担の軽減と地域ぐるみで食育推進に取り組む環境を本市の魅力として広く発信することで子育て世帯の定住・転入を促進するため」

としており、令和2年度当初予算では、**給食費の無料化のための予算**として、小学生一人あたり年額約49,000円、中学生一人あたり年額約58,000円で、**総額約2億700万円の予算**を確保している。

食育の推進

★学校給食を「生きた教材」としてとらえ、食事の重要性、心身の健康、食文化などを分かりやすく学んでもらえるようにしています。

～市内栄養教諭・栄養士による食育指導について～

◆市内小中学校では、5名の栄養教諭と栄養士が統一した食育指導を協力して実施しています。
（※**栄養士の在籍がない学校についても他校の栄養士が訪問**して指導を行っています。）

① 訪問指導

＜小学校での指導例＞

・給食時間に「朝食について」の指導

・学級活動の時間に「おやつの食べ方」の指導

＜中学校での指導例＞

・給食時間や朝の学活の時間 に「スポーツと食事について」の指導

② 小児生活習慣病予防対策（個別面談）

③ 地元産食材の提供（笠懸産米の提供や郷土料理「おっきりこみ」の提供・説明を行い、地元食材や郷土料理への知識を深める。）

④「食育だより」の定期的な作成・配布

⑤ 生活科の学習の一環として給食センターの見学

⑥ 正しい「おやつの食べ方」の掲示物作成

＜参考＞
令和2年度 学校給食食材費予算

科目	予算(千円)
笠懸地区給食食材費	137,400
大間々地区給食食材費	67,776
東地区給食食材費	1,844
合計	207,020

※資料No.3-2に数年の推移を示します。

教材である“食材”を無料とし、家庭、学校、地域が「食育」について考える機運を高めていきます。

３．学校給食の現状

資料No.3-2

◆ みどり市における「児童・生徒数」と「食材費予算(児童･生徒分）」の推移

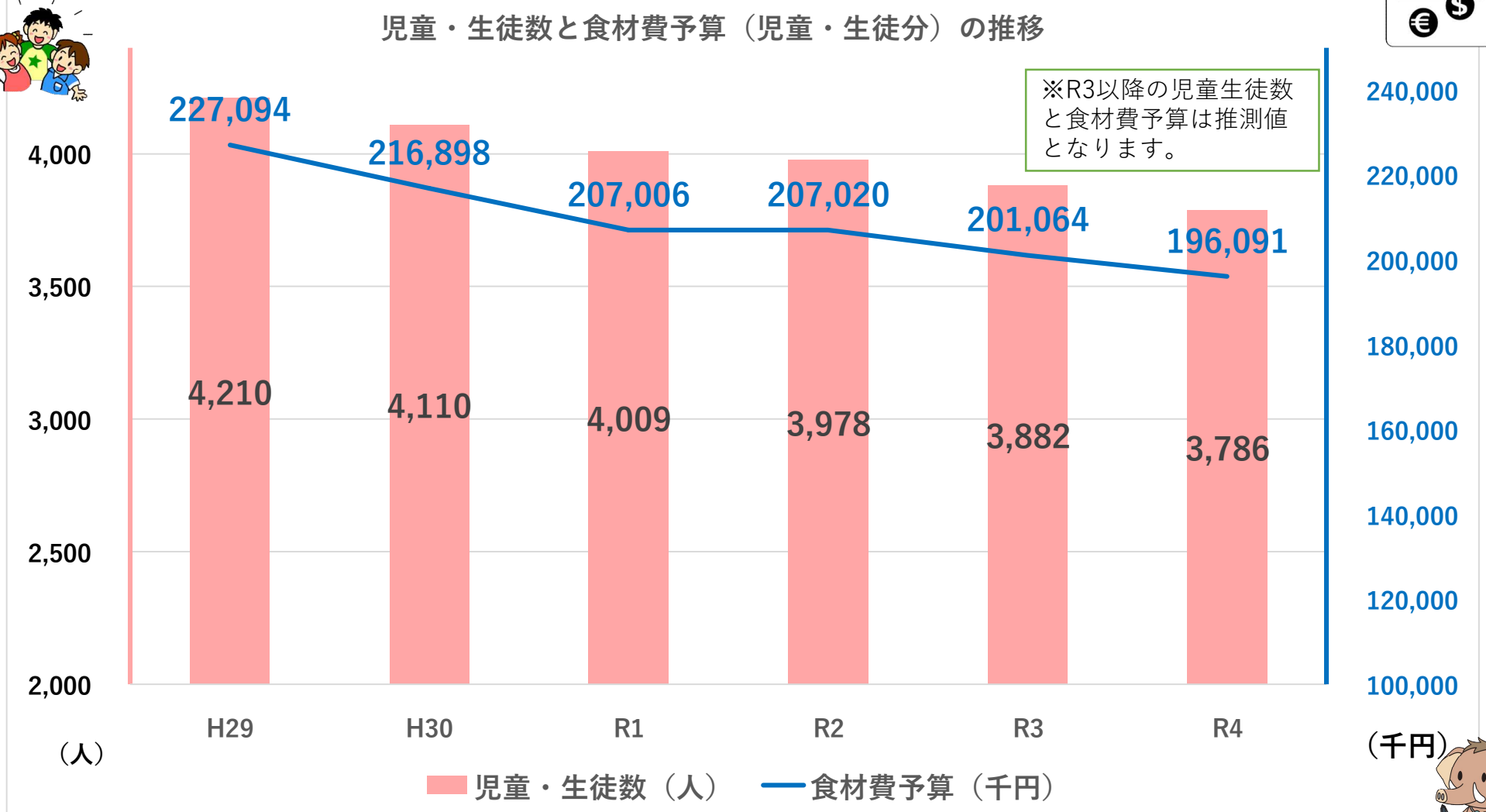

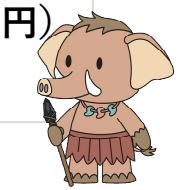

４．学校給食の課題

資料No.4

【みどり市における学校給食の課題】

課題 ①

【施設の老朽化】

⇒笠懸地区の給食調理室は**建設後40年程度経過しており、老朽化が進んでいる**ことから、衛生的な環境を保つために、定期点検や保守・修繕を行っているが、改善の必要がある。

課題 ②

【食物アレルギー対応】

⇒アレルギー食対応としては、現在牛乳を麦茶に替える対応や、**詳細献立表の配布（※）**を行っているが、**除去食（卵を除いたスープなど）や代替食の提供ができていない。**

＜現状＞

（地区毎の提供方式の違い）

⇒前項３のとおり、**笠懸地区では「自校方式」、大間々・東地区では「センター方式」**での給食提供となっている。

【課題と現状を踏まえた今後の対応】

◆　笠懸西小学校（仮称）の給食提供方式を検討する中で、**施設や厨房設備等の老朽化が懸念される笠懸地区の将来的な給食提供方式の在り方をどうするのか**が課題となった。

◆ そこで、令和２年７月に「みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会」を設置し、**笠懸地区の将来的な給食提供方式の在り方について、様々な視点から具体的な検討を行う**こととした。

✓ ①については現状を踏まえ、課題の解消に向け**今後の方針を検討**する必要がある

【課題に対する今後の対応】

◆**令和2年度中に除去食等の提供準備**（専用容器の手配や運用マニュアル等の整備）を行い、**順次アレルギー対応食を拡充する予定**。

⇒食物アレルギーを持っている児童生徒にも極力、他の子と同じような給食が食べられるような環境を整える。

✓ ②については、**課題の解消**に向けた動きを進めている

※ 「詳細献立表」の配布により、各家庭で各メニューについて喫食の可否を判断して頂いております。
（なお、給食を喫食できないことで、弁当を持参している家庭には補助金（給食費相当額）を交付しております。）

4．学校給食の課題

資料No.4-2

【「笠懸地区」における学校給食の課題】

＜参考 ①＞ みどり市給食施設の建設年度等

自校式の給食室は築40年前後が経過しています。

施設名	建設年度	調理数	運用方式	人員数		
				栄養士	市職員	委託
笠懸小学校給食室	昭和44年建設（築51年）	990食	ウェット方式（ドライ運用）	1	－	9
笠懸東小学校給食室	昭和51年建設（築44年）	500食	ウェット方式（ドライ運用）	1	－	7
笠懸北小学校給食室	昭和53年建設（築42年）	375食	ウェット方式（ドライ運用）		－	4
笠懸中学校給食室	昭和46年建設（築49年）	490食	ウェット方式（ドライ運用）	1	4	－
笠懸南中学校給食室	昭和57年建設（築38年）	500食	ウェット方式（ドライ運用）		4	－
東学校給食センター	平成15年建設（築17年）	65食	ドライ方式	1	－	4
大間々学校給食センター	平成25年建設（築7年）	1450食	ドライ方式	1	－	２１

◆　現在、自校方式を採用している**笠懸地区の各校の給食調理室**は、**昭和44年から昭和57年までに建てられた**施設で、**40年前後が経過**している。この間に施設の補修工事と調理設備の交換は実施してきたが、大規模な改修は行っていないことから**老朽化が進んでいる**。

◆　さらに、給食調理施設・設備については、定期的な点検や保守・修繕を行っているものの、**毎年、修繕個所も多くまた、大型厨房機器（食器洗浄機や調理釜）については入れ替え等の対応が必要**となっている。

◆　以上のことから、教育部では大型厨房機器の耐用年数等を考慮し**令和10年度頃を目途に「ドライ化」**への変更を検討している。

4．学校給食の課題

資料No.4-3

【「笠懸地区」における学校給食の課題】

＜参考 ②＞ 学校給食衛生管理基準に照らし合わせた場合の課題

★「**学校給食衛生管理基準**」とは
⇒学校給食における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもの。
（給食施設・設備、食品の取り扱い、調理作業等について）

＜学校給食衛生管理基準～抜粋～＞

- 二次汚染防止の観点から作業区域を**部屋単位に分ける**こと。
- **ドライシステム（水がこぼれにくい設備や乾いた状態を保つ施設）**を導入するよう努めること。
- 外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けること。
- 釜周りの排水が床面に流れない構造とすること。

基準に合わせた施設

◆ **作業毎に部屋を分けることにより、器具や人間の手から細菌などが移行しない**ようにする。（※洗浄前の食材と調理釜が同部屋にあるのは衛生上、望ましくない。）

◆ 調理環境を**ドライ（乾いた状態）にすることで、細菌の繁殖を防ぐ**ことができる。（※湿度や温度が高い状態は衛生上、望ましくない。）

★建築年数が経過している施設（笠懸地区）の現状

作業面

◆基準では、ドライ方式の導入に努めることが示されているが、ウェット方式の施設であるため、「ドライ運用（極力水をこぼさないようにするなどの工夫）」をして衛生管理に努めている。
◆作業区域が部屋で分かれていないことや、作業面積が狭いことから、調理作業上の工夫（簡易パーテーションを使用する等）をして、衛生的な調理に務めている。

施設設備面

◆厨房設備の老朽化が進んでいるため、計画的に入れ替え（大型冷蔵庫や大型洗浄機などの入れ替え）を行い、安全安心な給食提供に努めている。

◆建物の老朽化により、排水不良や壁や床の剥がれ等が生じているが、修繕等の対応を行いながら衛生的な調理環境を整えている。

運用や定期的な更新により「安全な調理環境」を整えている

＜参考 ③＞センター方式 施設例（現 大間々学校給食センター）

資料No.4-4

【延床面積：約1,815㎡】【調理数：約1,500食】

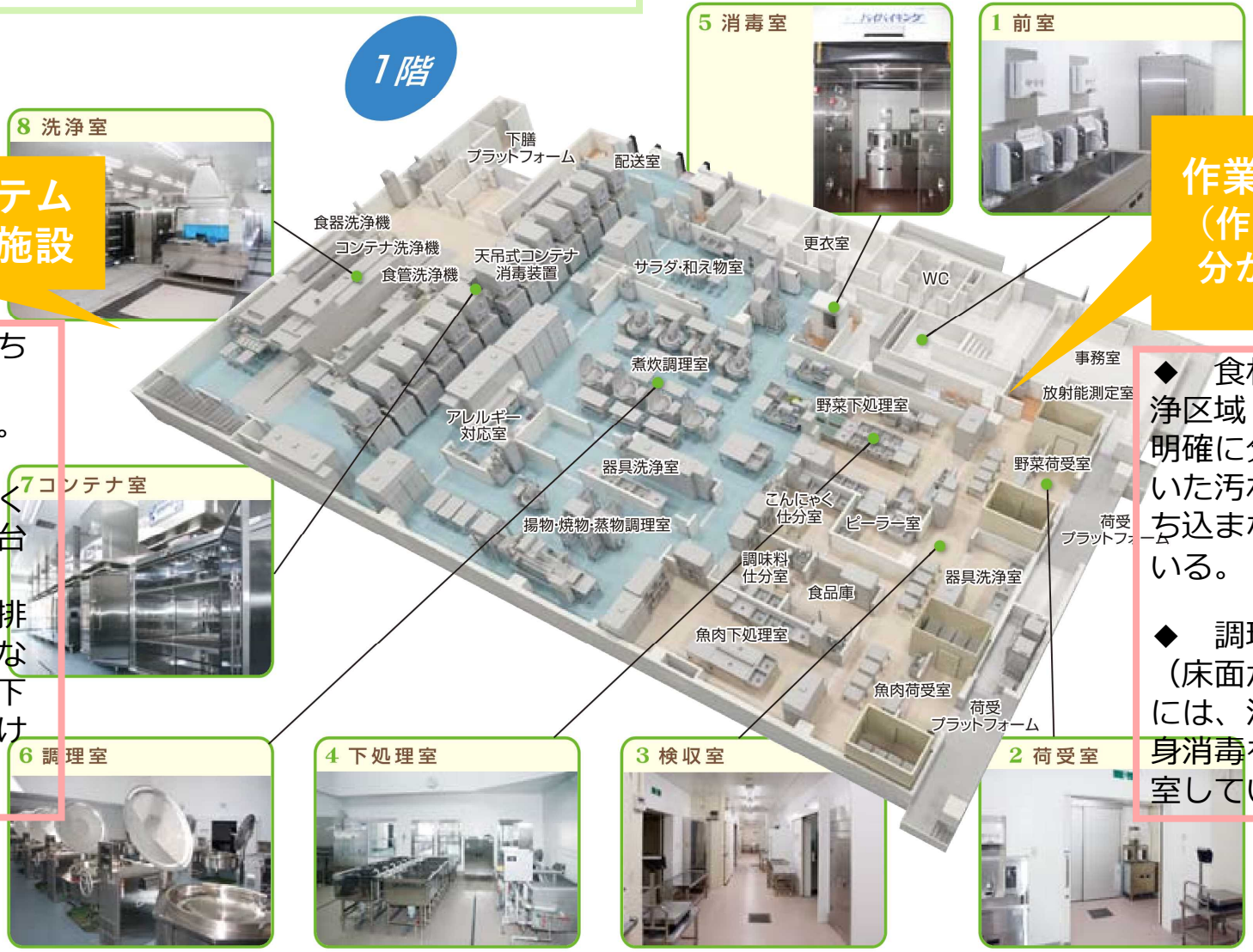

ドライシステムを採用した施設

◆　床に水が落ちにくい構造の施設・設備を使用。

※水がこぼれにくいシンクや調理台の使用。
※調理釜からの排水時に床が濡れないように釜の真下に排水口をもうけている。など

作業区域の分離（作業毎で部屋が分かれている）

◆　食材搬入場所・洗浄区域・調理区域等を明確に分け、食材に付いた汚れを調理室に持ち込まないようにしている。

◆　調理を行う部屋（床面が青色の部屋）には、消毒専用室で全身消毒を行ってから入室している。

＜参考 ④＞センター方式 施設例（旧 大間々学校給食センター）
※移転前：H25以前

作業区域が分離されていない（ワンフロア）

「ウェット」方式

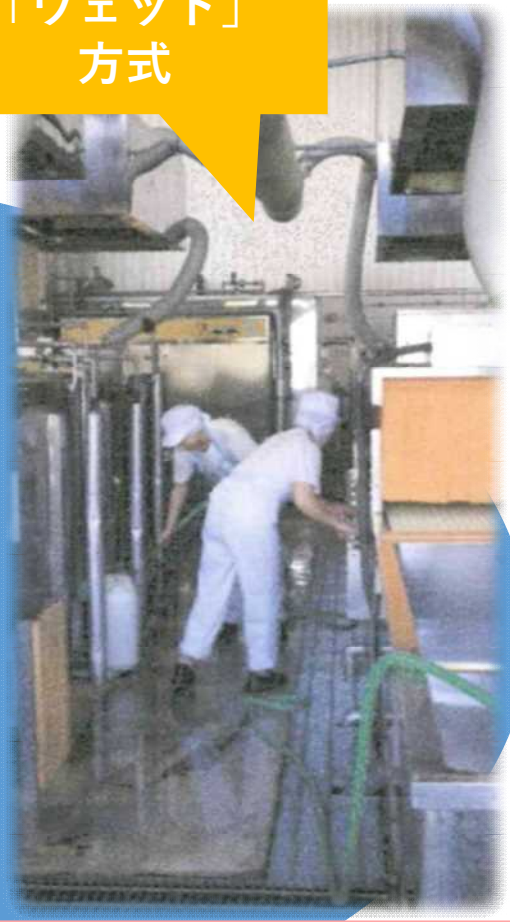

◆　作業毎に部屋が分かれておらず、「ワンフロア」となっている。そのため、下処理や釜調理、フライヤー作業が同部屋での作業となっている。（※現在の衛生管理基準は満たしていない）

◆　ドライ方式導入前であるため、床が濡れやすい施設であり、清掃時も大量の水を使用しておりました。
（※現在のセンターは「ドライ方式」であるため、水はけの良い床であることや、水がこぼれにくい施設であるため、少量の水で清掃が可能。）

＜参考 ⑤＞自校方式 施設例（現 笠懸小学校）

資料No.4-6

【延床面積：約107㎡】【調理数：約1,000食】

・釜下の排水する場所に入らないと、釜調理や釜の洗浄ができない。

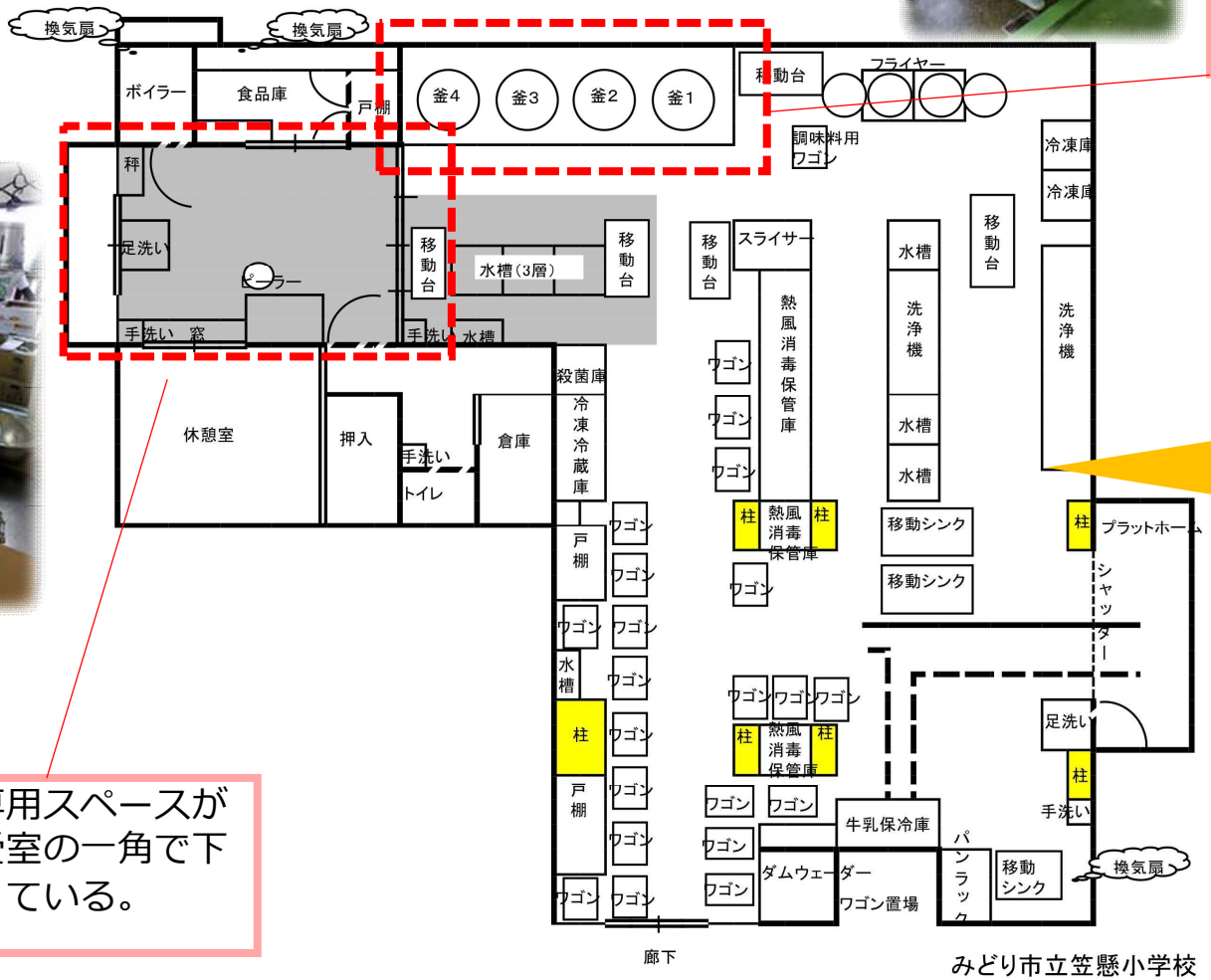

みどり市立笠懸小学校

作業区域が部屋ごとに分かれていない

・野菜下処理専用スペースがないため、荷受室の一角で下処理作業を行っている。

◆建設から年数が経過しているため、施設や設備に制限がありますが、**運用や定期的な設備更新**などを行い、**衛生的な調理環境の整備に努め、安全で安心な給食提供**を行っております。

資料No.4-7

<参考 ⑥>自校方式（新築：厨房設備会社による参考図）

【延床面積：約370㎡】【調理数：約500食】

基本条件

- ●食　　数：500食(うち特別食10食)
- ●クラス数：18クラス
- ●献　　立：1コース
- ●使用食器：樹脂食器3点、トレイ(飯椀・汁椀・角仕切り皿またはカレー皿)
- ●使用食缶：角型二重食缶3点、フライバット1点
- ●配　膳　車：18台
- ●階数・構造：地上1階(鉄骨造)
- ●1階面積：370㎡
- ●熱　　源：電気

衛生：衛生管理の向上
作業：作業性・作業環境の向上
ECO：環境性能の向上
設置：設置効率の向上

1 検収（衛生）

検収した食材は、食中毒等発生時の原因究明のためにビニール袋等に入れて専用の冷凍庫で2週間保存します。

2 下処理（衛生）

3 炊飯（衛生・作業）

4 受渡ハッチ（衛生・作業・設置）

配缶した食缶を受渡ハッチに収納して配膳室側から取り出します。

5 器具洗浄（衛生）

調理に使用した容器・器具、カート類は、調理終了後に専用のシンクで洗浄します。

6 牛乳・パン荷受（衛生・作業）

牛乳やパンの荷受室を配膳室の隣設することで、納入業者を調理場内に入室させずに必要な場所に納品できます。

7 配膳（衛生）

食器やトレイ、牛乳、パン、食缶などを学級ごとのワゴンに配膳して給食の時間に備えます。

8 洗浄（衛生・作業・ECO・設置）

返却された食器や食缶、トレイなどを洗浄します。洗浄終了後は外装を取り外して隅々まで清掃できます。

9 準備（衛生）

肘まで洗える手洗いで、爪の間など入念な手洗いをしてから入室します。水分はペーパータオルで拭き取ります。

10 調理員用便所（衛生）

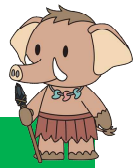

◆自校式を新築した場合の参考図（面積を拡充し、作業毎に部屋を分けた場合）です。
◆建て替えを行った場合には「ドライ方式を採用した衛生環境に優れた施設」が可能となります。

4．学校給食の課題

資料No.4-8

【「笠懸地区」における学校給食の課題】

＜参考⑦＞ 笠懸地区各給食調理室の面積と「自校方式での建て替え」や「センター新築」の必要面積

◆**現在の自校式給食調理室を「立て替え」する場合には**ドライシステムへの変更が必要となるが、下記表のとおり、**全ての学校で「現状の給食調理室の面積よりも広い面積」が必要**となる。

【笠懸地区各給食調理室の面積等】

施設名	面積(㎡)	ドライ化必要面積(㎡) ＜自校方式での建て替え＞	不足面積(㎡)
笠懸小学校給食室	107	430	323
笠懸東小学校給食室	204	371	167
笠懸北小学校給食室	185	337	152
笠懸中学校給食室	108	371	263
笠懸南中学校給食室	191	371	180

ドライ化への面積が不足しています

◆ なお、**笠懸地区に「給食センターを建設」する場合**には、笠懸全校への給食提供能力を有する規模の施設を造る必要があるため、**広い用地（約1,800㎡【延床面積】）が必要**となる。

4．学校給食の課題

資料No.4-9

【「笠懸地区」における学校給食の課題】

◆　前述のとおり、笠懸地区における学校給食については、「課題の解消」に向けて検討を行っていきます。

建設年の経過による老朽化対策

ウェット方式（ドライ運用）からドライシステム化する必要がある

自校方式で、建替を行う場合、現状の場所では面積が不足するため、別棟として建設する必要がある。

検討

検討

検討

課題解消

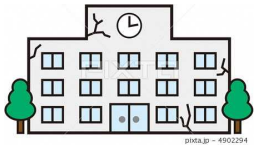

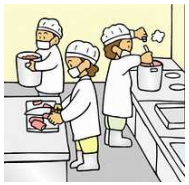

◆笠懸地区における学校給食の課題解消のため、本検討委員会にて**「将来的な笠懸地区の給食提供方式の望ましい姿」**について、様々な視点から検討を重ねていきます。

◆学校給食の沿革◆

資料No.2-2

明治　大正　昭和

明治22年　大正12年　昭和7年　昭和22年　昭和29年　昭和43年　昭和53年

全国

明治22年(1889年)
山形県鶴岡市の忠愛小学校で貧困児童を対象に昼食の無償提供を行う。

大正12年(1923年)
文部次官通牒において、児童の栄養改善の方法として学校給食が奨励される。

昭和7年(1932年)
訓令により学校給食が奨励される。

昭和16年(1941年)
太平洋戦争による食糧不足のため学校給食が中止となる。

昭和21年(1946年)
連合軍総司令部による放出物資を主体とする学校給食が実施される。

昭和22年(1947年)
全国の主要都市の児童300万人に対して学校給食が開始する。

昭和24年(1949年)
ユニセフ（国連児童基金）から脱脂粉乳が寄贈されユニセフ給食が開始する。

昭和25年(1949年)
米国から小麦粉が寄贈され、都市で完全給食が実施される。

昭和29年(1954年)
「学校給食法」が成立、公布される。

昭和38年(1963年)
脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルクの全面実施が推進される。

昭和43年(1968年)
小学校学習指導要領改訂により学校給食は、「特別活動」の中の「学級指導」に位置づけられる。

昭和44年(1969年)
中学校学習指導要領改訂により学校給食は、「特別活動」の中の「学級指導」に位置づけられる。

昭和49年(1974年)
教育的専門職員として、学校栄養職員の名称地位が制度上明確になる。

昭和51年(1976年)
学校給食に米飯が正式に導入される。

昭和53年(1978年)
学校給食用米国の値引き措置が講じられ、学校給食に米飯が正式に導入。

群馬県

昭和7年(1932年)
貧困時を対象に副食給食が始められる【三原田小(渋川市）、太田小（太田市）、三ノ倉小（旧倉渕村）】
・北甘楽郡福島町（甘楽郡甘楽町）で小学校全校給食実施を決定する（昭和19年まで実施）。訓令により学校給食が奨励される。

昭和16年(1941年)
前橋市内の国民学校全校、桐生市東国民学校で給食設備が設置され、全児童に副食が与えられる。

昭和22年(1947年)
前橋市10校、桐生市8校、伊勢崎市4校で週2回の学校給食を実施する。

昭和24年(1949年)
群馬大学附属小学校がユニセフ給食指定校としてユニセフミルクの給食を開始する。

昭和27年(1952年)
桐生市栄養教育研究所が設置される。

みどり市

笠懸町

昭和16年(1941年)
学校給食開始
（自校方式／笠懸小）

昭和20年(1945年)
学校給食休止
（～23年）

昭和23年(1948年)
学校給食再開

昭和30年(1955年)
・主食を取り入れた完全給食実施。（小学校）
・笠懸中の完全給食を決定。

昭和43年(1968年)
笠懸小に調理室建設

昭和46年(1971年)
笠懸中にて食堂方式導入。

昭和51年(1976年)
笠懸東小開校
（調理室建設）

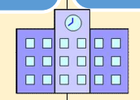

昭和53年(1976年)
笠懸北小開校
（調理室建設）

大間々町

昭和23年(1948年)
学校給食開始
（自校方式/小学校4校）

昭和43年(1968年)
学校給食センター業務開始（大間々町大間々）

昭和52年(1977年)
米飯の本格的導入開始。

昭和53年(1978年)
学校給食センター新築移転（大間々町桐原）

東町

昭和23年(1948年)
給食調理室設置（自校方式/花輪小）
昭和26年(1951年)
給食調理室設置（自校方式/沢入小、杲小）

昭和27年(1952年)
沢入小で完全給食開始
（昭和36年までに花輪小、杲小でも開始）

◆学校給食の沿革◆

昭和　平成　令和

昭和54年　平成元年　平成12年　平成15年　平成18年　平成25年　平成29年　平成30年　令和2年

全国

平成元年(1989年)
小中学校の学習指導要領改訂により学校給食は、「特別活動」の中の「学級活動」に位置づけられる。

平成8年(1996年)
腸管出血性大腸菌0157による食中毒が各地で発生し、緊急点検等が実施される。

平成9年(1997年)
「学校給食衛生管理の基準」が定められる。

平成10年(1998年)
「食に関する指導の充実について」が発出される。

平成12年(2000年)
・平成12年度学校給食用米穀（政府米）の値引き措置が全廃される。
・学校給食用牛乳供給事業に入札制度が導入される。

平成14年(2002年)
学校給食用小麦粉の値引き措置（輸送費）が全廃される。

平成16年(2004年)
「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、栄養教諭の役割が明記される。

平成17年(2005年)
・栄養教諭制度が開始される。
・食育基本法が公布、施行される。

平成18年(2006年)
食育推進基本計画が策定される。

平成20年(2008年)
中教審答申に「食育」の必要性が明記される。

平成21年(2009年)
学校給食法改正により、学校給食の目的が食育の観点から見直されることなどが示される。

平成23年(2011年)
第２次食育推進基本計画が決定される。

平成27年(2015年)
文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が発行される。

平成28年(2016年)
第３次食育推進基本計画が決定される。

平成30年(2018年)
文部科学省「学校給食実施基準」が一部改正施行される。

群馬県

昭和54年(1979年)
片岡小（高崎市）に県下初のドライシステムが導入される。

平成11年(1999年)
県内自主流通米（コシヒカリ20%、ひとめぼれ20%、ゴロピカリ60%）を使用する。

平成13年(2001年)
・「第１回学校給食フェア」が開催される。
・県内産100%の小麦粉を使用したパンと麺を導入する。
・「学校給食ぐんまの日（10月24日）」が制定される。
・平成12年度学校給食用米穀（政府米）の値引き措置が全廃される。
・学校給食用牛乳供給事業に入札制度が導入される。腸管出血性大腸菌0157による食中毒が各地で発生し、緊急点検等が実施される。

平成21年(2009年)
県内産米を50%使用した米粉パンの供給を開始する。

平成27年(2015年)
上州おっきりこみ、上州うどん（県産小麦・冷凍麺）の供給を開始。

平成27年(2015年)
11月29日を「ぐんま・すき焼きの日」に制定する。
※合わせて、11月中に学校給食において「すき焼き」を提供する取り組みを実施している。

みどり市

笠懸町

昭和55年(1980年)
一部米飯の導入。

昭和57年(1982年)
笠懸南中開校（調理室建設）

大間々町

平成25年(2013年)
大間々学校給食センター移転（大間々町大間々）。

東町

昭和54年(1979年)
東村学校給食センター建設（水資源開発公団草木ダム事務所跡地）

平成15年(2003年)
東学校給食センター新築移転（東町神戸）

平成18年　3町村合併により、「みどり市」誕生

平成29年4月　みどり市 学校給食費無料化

平成31年(2019年)
みどり市学校給食において、みどり市産米（笠懸産）の提供を開始。
（１年の内一定期間のみの提供）

平成30年(2018年)
みどり市学校給食における「異物混入対策マニュアル」策定

令和2年(2020年)
「みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会」を設置